

ナイジェリア都市部における移民と王制

——ポスト植民地時代のアフリカにおける伝統的権威者の象徴的価値



松本尚之

はじめに

本論文では、ナイジェリア国内外の都市において、イボ人移民たちが故郷の権威制度を模して創造した擬制的な王制を論じる。それによって、今日のナイジェリアにおける伝統的権威者の象徴的価値について考察する。

ポスト植民地時代のアフリカにおいて、とくに一九九〇年代に入って顕著となった現象のひとつに、「首長位の復活」(the revival of chieftainship) (van Binsbergen 1999:102) と呼ばれるものがある。多民族が共生するアフ

リカのさまざまな国で、国家が各民族の王や首長を保護し、地域社会の代表として一定の権限を与える政策をとっている。アフリカ国家のほとんどが植民地時代の領土を継承しており、歴史的に自明な正統性をもたない。そのため、国内に抱えた民族間のコンフリクトを回避し自らの正統性を補完するひとつの手段として、各民族の伝統的な権威者たちの囲い込みが行われているのである (van Rouveroy van Nieuwaal 1996; van Dijk and van Rouveroy van Nieuwaal 1999; Vaughan 2000)。その結果として、近代国家の樹立とともに消失するかにみえた伝統的権威者たちが復権し、国家と伝統的権威者が並び立つ状況がみられる。そして、特定の民族社会を越えた国家やアフリカ全体

の社会的文脈のなかで、王位や首長位が新しい象徴的価値を帯び、人びとの関心を惹きつけるようになっていのである (Vaughan 1991; Omen 2005; 松本 2008)。

本論文で対象とするイボ人は、ハウサ人、ヨルバ人と並び、ナイジェリアの三大民族に位置づけられている。これまで多くの研究者が、英国による植民地化以前に王国群を形成していたハウサ社会やヨルバ社会との対比のうえに、伝統的なイボ社会を集権的な権威者が不在の「民主主義的」(Forde and Jones 1950: 24; Ejiofor 1981 など)、「共和主義的」(Achebe 1984 [1983]: 50; Ekechi 1989: 144 など) 社会として論じてきた。

しかし、今日のイボ社会には、いくつかの集落からなる小さな地縁集団ごとに「エゼ」(Eze 複数形はンデイエゼ、Ndi-Eze) と呼ばれる権威者が存在する。「エゼ」とは、イボ語で「王」や「伝統的統治者」(traditional ruler) を意味する。この地位は、ナイジェリアにおける「首長位の復活」の結果、一九七〇年代後半の国家政策を契機として生まれた新しい地位である。エゼはそれぞれの地縁集団の伝統的権威者という位置づけにあり、さまざまな機会に政府に対する住民たちの代表を務める。イボ社会では現在、エゼの地位に対する人びとの関心が非常に高い。「伝統的なイボ社会にはもともと王制が存在した」とする歴史認識まで生まれているのである (松本 2003)。その結果、今日の

イボ社会にはさまざまな変化が生じている。本論文で取り上げるイボ人移民たちによる擬制的な王制創造の動きもそのひとつである。

ナイジェリア国内外のイボ人移民社会には現在、「エゼ・イボ」(Eze Igbo) あるいは「エゼ・ンデイボ」(Eze Ndi-Igbo) と呼ばれる権威者が存在する。「エゼ・イボ」とはイボ語で「イボ人の王」を意味する言葉であり、ホスト社会が異民族の都市において、イボ人移民たちが故郷のエゼを模して導入した地位である。エゼ・イボの地位創造の動きは一九八〇年代にナイジェリア北部の諸都市ではじまり、一九九〇年代後半には南部の都市にも広まっていた。現在ではナイジェリア国内に留まらず、世界各地のイボ人移民社会に同様の動きがみられる。

ナイジェリアの移民社会を扱ったこれまでの都市人類学的研究では、移民たちが同郷者を集めて構築したネットワークとして、主として同郷団体が注目を集めてきた (Honey and Okafor, eds 1998; Trager 2001)。それら同郷団体は、小さな村落から民族全体まで、大小さまざまな社会単位をメンバーシップの基準として設定しており、移民たちの民族意識の生成に大きな貢献を果たしたといわれている (Snock 1971; Coleman 1986 [1958]: 339-343)。これらの同郷団体は現在でも精神的に活動を行っており、移民たちの相互扶助ネットワークの中核をなしている。しかしそ

れら団体の活動と平行して、一九八〇年代以降、イボ人移民たちによる擬制的王制創造の動きがみられるのである。

以下では、はじめにⅠ章において、移民たちの故郷であるイボランドにおけるエゼの位置づけについて概括する。

そして続くⅡ章で、一九八〇年代に始まる移民たちによる擬制的王制創造の過程を論じる。イボ人移民社会における擬制的王制を扱った先行研究には、ナイジェリア北部の都市カノの事例を扱ったオサガエ (Osaghae 1994: 1998) の研究がある。Ⅱ章の前半では、オサガエの研究を参照しつつイボ人移民による擬制的王制の創造がナイジェリア北部から始まり、南部に拡大していく過程を論じる。そしてⅡ章後半では、ナイジェリア南部の都市ラゴスを事例とし、イボ人移民社会における擬制的王制の位置づけについて概括する。その後Ⅲ章にて、擬制的王制に対する故郷の人びとや、移民社会内での評価を取り上げる。最後にⅣ章において、それまでの議論をふまえた考察を行う。

I 故郷におけるエゼの創造^{*)}

イボ人移民たちの故郷であるイボランドは、ナイジェリア南東地域の五州（アナンブラ州、アビア州、イモ州、エヌグ州、エボニ州）のほとんどと、デルタ州、リバース州

の一部をあわせた地域を指す。植民地化以前のイボランドは、いくつかの集落が集まってできた大小さまざまな地縁集団の寄せ集めであり、それら地縁集団の多くには集権的な権威者は存在しなかった。それぞれ集団の意志決定は、すべての成人男性が参加し、発言する権利をもつ集会の場で、合議によって行われた (Uchendu 1965: 41-43; Afgho 1972: 20-21)。しかし今日では、イボランドのどの地縁集団にもエゼの地位が存在し、その地位にある者は、政府のみならず、住民たちからも伝統的権威者としての扱いを受けている。

これらのエゼたちの多くは、一九七〇年代後半に当時の軍事政権が各州で施行した伝統的権威者たちの承認と保護をめぐる政策に由来する。たとえば、南東地域のイモ州の場合、一九七八年に今日のエゼ制度の基礎となる「首長位に関する規則」(Chieftancy Edict) が施行された。この法規が施行されると、イボ人たちはこの法規に拒否反応を示すことなく、積極的に受け入れた。ナイジェリアでは、英国による植民地化以来、各民族の伝統的権威者たちを地方行政のエージェントとして用いる政策がほとんど途絶えることなく続いてきた。そのため、一九七〇年代後半に法規が施行されたときには、王や首長の地位がイボ社会にすでに深く浸透していたのである。

表1は、一九九九年の第四次民主政権発足後にイモ州政

府が施行した法規をもとに、エゼの位置づけをまとめたものである。エゼは、「自律的共同体」と呼ばれる単位をもとに選ばれる。政府は自律的共同体を伝統的な社会集団と見なしており、エゼはその長として想定されている。しかしその一方で、自律的共同体は政府の認可を必要とする単位であり、エゼも就任にあたって政府の承認を得なくてはならない。そして、承認後は政府から手当を支給される。

その意味ではエゼは、国家によって行政上の特権を与えられた「行政首長」(中林 1991; 小馬 1984; Mandani 1986; von Trotha 1996) や「官僚首長」(Omen 2005) と呼ばれる地位に類する存在である。ただし、法規に定められたエゼの役割は共同体の文化的代表としてのものであり、エゼは政府から明確な行政上の権限を与えられているわけではない。

しかし、文化的代表と位置づけられたエゼではあるが、彼らの多くはインフォーマルな政治的影響力をもっている。植民地時代から続く首長を仲立ちとした地方行政政策の結果、人びとはエゼを政府と自分たちを結ぶ媒介者となしている。そのため、エゼの選出に当たっては、多くの場合、共同体内外に政治的、経済的な影響力をもつ者が選ばれる場合が多い (Harnett-Sievers 1998: 67; Nwabandini 1994: 364-365)。

また、エゼたちは、自律的共同体の発展に貢献した人び

表1 1999年の法規に定められたエゼの位置づけ

呼称と定義
エゼ (Eze) 「伝統と習慣に従って人々が同定、選出、指名し、かつ就任させたあと、承認のために政府に披露した、自律的共同体の伝統的な、あるいはその他の長」
選出単位
自律的共同体 (Autonomous Community) 「特定しうる地理的な一地域、あるいは複数の地域に居住し、ひとつあるいは複数の共同体からなり、共通の歴史的遺産とともに共通の伝統的、文化的な生活様式によって結ばれ、政府によってひとつの自律的共同体と承認され認可された、人びとの集まり」
役割
①式典などの機会に自律的共同体を代表する。 ②共同体の重要な来客を接見する。 ③共同体の祭りを主宰する。 ④文化、習慣、伝統の保護者を務め、これらについて共同体に助言を与える。 ⑤共同体の法と秩序の維持において政府を助ける。 ⑥共同体の安全に関わる諸事について、まち組合 (共同体の自治組織) とともに審議する。 ⑦共同体の開発計画を奨励する。 ⑧税金などの徴収において、共同体を管轄する州および地方政府を助ける。 ⑨共同体の安定と平和を促進する。 ⑩相談と助言を求めるために地方行政区の議長が時として招集する集会に参加する。 ⑪所与の共同体のまち組合と良好な関係を維持する。

(出典) I.S.N. (2000) をもとに筆者が作成。

とを対象として、首長位の称号 (chieftancy title) を授与する権限をもっている。称号の種類は共同体によって異なるが、称号のなかには候補者の出身地や居住地にかかわらず贈られるものもある。それらの称号を手にする者のなかには、都市に出た共同体出身の移民たちや、異民族の者も含まれる。称号を手にした者は、エゼが主催する評議会 (エゼの評議会 *Eze-in-Council*) を構成するメンバーとなる。今日、エゼたちの多くが、都市で経済的に成功を収めた移民たちや、政府に顔の利く政治家たち、あるいは共同体を訪れた政府要人らに、首長位の称号を授与する。そして称号授与によって生まれたネットワークは、エゼに求心力を生み出し、自律的共同体内外における影響力を与えているのである。

II 都市におけるエゼ・イボの創造

「イボランドの核」と称される南東地域は、ナイジェリアのなかでも特に人口が過密な地域である。人口密度の高さは、植民地時代にイボランドからナイジェリア各地の都市部へと移民の流れを生み出した。ラゴスやカノ、カドゥナなどの西部、北部の主要都市ではイボ人移民の人口が急速に増加し、一九五〇年代初頭には全移民人口のおよそ

四〇パーセントを占めるまでになっていた (Coleman 1986 [1958]: 332-334)。

植民地時代、都市部に出稼ぎにでたイボ人移民たちが相互扶助のネットワークを構築する際に、その媒体としたのは王制ではなく、同郷団体である。ナイジェリアでは一九二〇年代後半には、同郷団体の設立がみられる (Smock 1971: 10)。それに対し、イボ人移民たちが、同郷者を結びつける媒介として擬制的王制を創造するのは、ポスト植民地時代になったのことである。

1 北部における創造と南部への普及

イボ人移民社会における王制の創造は、ナイジェリア北部の都市で、一九八〇年代後半に始まった。たとえば、北部第一の都市であるカノでは、一九八七年末に、イボ人移民たちによってエゼ・イボの地位が創造された。そして、一九九〇年代半ばには、カノに限らず、カドゥナやジョス、ザリア、ソコト、カツィナ、バウチといった北部の主要都市に、エゼ・イボ制度が浸透していた (Osaghae 1994)。

植民地時代、英国政府はナイジェリア北部において、イスラム宗教政治体制の保護政策をとった。その一環として、キリスト教徒が多数派を占める南部からの移民たちと、イスラム教徒の地元住民の交流を最小限に抑えるため

に、サボン・ガリと呼ばれる移民居住区を設けた。カノでは、一九一一年にサボン・ガリが設置されている。サボン・ガリの住民人口において、当初多数派を占めたのはヨルバ人であったが、植民地時代後期にはイボ人がその地位に取って代わった。そのため、居住制限がなくなった現在も、イボ人移民の多くがサボン・ガリに住居を構えており、移民人口の集中がみられる (Nholi 1980: 115-116; Osaghae 1994: 1998)。

エゼ・イボの選出は、イボ人共同体結社 (Igbu Community Association) という名の同郷団体を介して行われた。イボ人共同体結社はイボ人全体を対象とする団体で、カノのイボ人移民たちが設立した大小さまざまな同郷団体を傘下に置く中央組織という位置づけにある。自律的共同体や地方行政区などを単位としたおよそ一六〇の同郷団体が加盟しており、それら団体から派遣された代表によって運営されている (Osaghae 1994: 47-49; 1998: 113-115)。

エゼ・イボの地位は世襲制ではなく、ナイジェリア南東地域の各州から持ち回りで選ばれる。イボ人共同体結社が候補者を募ったあと、結社とエゼ・イボの評議会 (エゼ・イボが組織する助言機関で、エゼ・イボが不在の際にはその役割を代行する) がいくつかの段階を経て審査と最終候補者の選考を行い、最後に結社の総会で承認を得て、新たなエゼ・イボが決定する (Osaghae 1994: 61-62)。エゼ・イ

ボの戴冠にあたっては、故郷からエゼの一人を招き、戴冠式を取り仕切るよう依頼する。その後、カノのエミール (伝統的権威者) に面会し、伝統的な区長 (*sarkin*) の任命方法と同じ作法で、エミールがエゼ・イボの候補者に「ターバンを巻く」 (Osaghae 1998: 119)。それによって、エゼ・イボの戴冠が公的に承認されたことになる。

カノでは、一九八七年末にエゼ・イボの地位が創造されてから一九九八年までの間に二度の地位継承があり、合計で三名がその地位に就いた。彼ら三名はみな、カノ在住の裕福な企業家であり、とくに一九九三年に三代目エゼ・イボに戴冠した人物は、弁護士資格ももっていた (Osaghae 1994: 54)。

ナイジェリア北部では、一九九〇年代半ばには各地の都市にエゼ・イボの地位が普及していたのに対し、南部では、いまだイボ人移民たちによるエゼ・イボの地位創造はみられなかった。オサガエ (Osaghae 1994: 71-74) は、一九九〇年代半ばまでエゼ・イボ制度が北部のイボ人移民社会のみで普及し、南部に拡大しなかった理由として、以下の四つをあげている。第一に、北部と比較して南部の諸都市は移民たちの故郷から距離が近いため、移民たちが故郷との間に永続的な結びつきを維持していること。第二に、同じく移住先と故郷の距離が比較的近い結果、南部の移民たちは居住年数の長さにかかわらず、都市での生活

を一時的なものと捉えていること。第三に、南部にはサボン・ガリのような特定地区への移民人口の集中がみられないことから、同郷団体やエゼ・イボ制度のような集約的な組織化がより困難なこと。そして最後に、北部に比べ南部の諸都市は移民人口がより大きいことから、移民たちの相互扶助を目的とした活動が、民族レベルの団体よりも、より小さな下位集団レベルでの同郷団体によって精力的に行われていること。これらの結果として、南部ではひとつの都市に住む移民たちの意見を集約し、一人の王を選ぶことがより困難であるというのが、オサガエの主張である。

しかし、九〇年代後半になるとナイジェリア南部の主要都市でも、イボ人移民たちによるエゼ・イボの地位創造がみられるようになった。二〇〇八年現在では、ラゴスやイバダン、リバース、クロス・リバー、エドなどの各州にエゼ・イボの地位が存在する。以下では、ラゴス州の例をみてみたい。

2 ラゴスにおけるエゼ・イボ制度の始まり

ラゴスはサハラ以南アフリカ最大の都市である。もともと漁村であったが、植民地支配とともに政治・経済の中心都市として発展し、独立後も一九九一年までナイジェリアの首都であった。現在のラゴスは五つの区(Administrative

Division)で構成されており、五つの区はさらに合計二〇の地方行政区(Local Government Area)に分かれる。そして、それぞれの区には、伝統的権威者としてヨルバ人のオバがいる。

カノの事例のように、通常エゼ・イボはひとつの都市につき一人のみ選ばれ、その都市に住むイボ人移民全体を代表する。それに対し、ラゴスには、複数の「エゼ・イボ」を名乗る人物が存在する。ラゴス州全体のイボ人移民を代表するエゼ・イボとは別に、州を構成する地方行政区それぞれに、その地方行政区を取り仕切るエゼ・イボがいるのである。以下では、とくにラゴス州のイボ人移民全体を代表するエゼ・イボ(Eze Ibo, Lagos)のみを指して、「ラゴスのエゼ・イボ」という表現を用いることとする。

ラゴスのエゼ・イボの地位が創造されたのは、一九九九年のことである。初代エゼ・イボは、一九四八年生まれのアナンブラ州I自律的共同体出身のO氏で、戴冠当時は五〇歳であった。彼がラゴスに移住したのは内戦直後のことであり、以後現在にいたるまで同地で暮らしている。O氏は、自らが設立したグループ企業の最高経営責任者の地位にあり、ラゴス在住のイボ人移民たちのなかでも最も成功した企業家の一人である。ラゴスのエゼ・イボに選ばれる以前の一九九二年には、故郷のI自律的共同体のエゼから首長位の称号を授受している。加えて、ゴンベ州(北部)

の伝統的権威者の一人からも首長位の称号を授与されており、民族を越えた幅広い交友関係をもつことが窺える。

○氏の自宅の豪華なコンパウンドの一角には、「オビ・ンデイボ」(Obi Ndigbo「イボ人たちの家」の意味)と名付けられた集会場がある。この集会場において、○氏は彼の支持者を集めて集会を開き、個々人が抱える日常的なトラブルから他の民族集団との大規模な争いまで、イボ人移民と関わる問題について話し合いを行う。また、○氏の支持者たちは、ラゴスのエゼ・イボをイボ人移民全体の文化的代表として位置づけている。彼らは、故郷に帰省する機会が少ない者や、ラゴスで生まれ育った移民二世や三世たちが、イボ人の民族文化を学び、民族アイデンティティを維持する機会として、エゼ・イボが主催する文化行事の必要性を主張している。そうした機会のひとつとして、○氏は毎年自宅において、故郷の年中行事を模したヤムイモの収穫祭を開催している。

○氏がエゼ・イボに選ばれた経緯をみると、まず○氏はラゴスのエゼ・イボに戴冠するおよそ半年前に、彼が居を構えている地方行政区のエゼ・イボに選ばれている。

同地区のイボ人移民たちは、エゼ・イボの地位創造と同じ年に「イボ人進歩福祉結社」(Igbo Progressive Welfare Association)という名の同郷団体を組織しており、この結社を介してエゼ・イボの選出が行われた。戴冠式は

一九九八年一〇月に○氏の自宅で行われた。式では、同じ地方行政区に住むイボ人移民たちのなかでも最年長の者が○氏の頭に用意した王冠を載せ、それによってエゼ・イボの地位の創造と○氏の戴冠が権威づけられた。

それから約半年たった一九九八年四月に、○氏はラゴスのエゼ・イボの地位に就いた。選出は地方行政区における場合と同様に、民族団体を介して行われた。「オハネエゼ・ンデイボ・ラゴス」(Ohaneze Ndigbo, Lagos)という名の団体で、○氏は団体の設立にあたり大きな貢献を果たしたといわれている。ラゴスのエゼ・イボの戴冠式は、イボランドからエゼの一人を招き、彼の手によって執り行われた。さらに、戴冠式のあとに、○氏はイボランドから五人のエゼを招き、彼らエゼたちを紹介人としてラゴスのオバに謁見し、オバから祝福を受けた。

ラゴスのエゼ・イボに戴冠したあと、○氏は自らの支持者を集め評議会を組織した(図1)。「エゼ・イボの評議会」(Eze Igbo-in-Council)と呼ばれるもので、イボランドのエゼたちが各自のバレスにおいて開催する集会(エゼの評議会)に類似した集まりである。イボランドのエゼたちと同じく、ラゴスのエゼ・イボも、彼がその地位にふさわしいと考える人びとに対して、首長位の称号を授与する。対象はイボ人に限定されず、他民族の者も含まれる。彼ら首長位の称号をもつ人びとが、エゼ・イボの評議会のメン

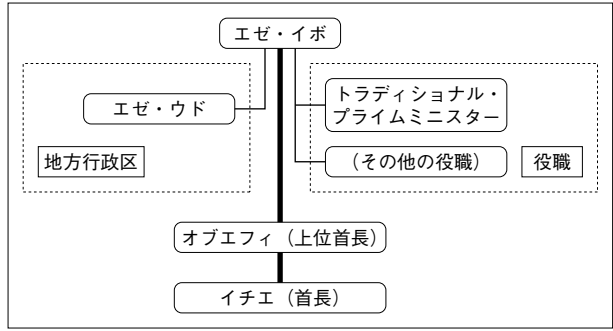


図1 エゼ・イボの評議会

ゼ・ウド (Eze Udo) の称号である。この称号はイボ人のみを対象とした称号であり、ラゴス在住のイボ人移民たちのなかから、それぞれの地方行政区につき一名のみに与えられる。エゼ・ウドの称号をもつ者は、各地方行政区に住むイボ人移民の代表という位置づけにある。本節冒頭で述べたように、ラゴスでは、州全体を代表するエゼ・イボとは別に、各地方行政区においてエゼ・イボの地位を生み出

バーとなる。ラゴスのエゼ・イボが授与する首長位の称号は三種類ある。さらに称号とは異なるが、評議会の役職がいくつかあり、評議会のメンバーのなかからエゼ・イボの指名によって選ばれる。

三種類の首長位の称号のなかでも、ラゴスにおけるエゼ・イボ制度の展開を論じるうえで、とくに興味深いのが、エ

そうとする動きがある。O氏自身も、ラゴスのエゼ・イボに戴冠する以前は、居住する地方行政区のエゼ・イボであった。O氏はエゼ・ウドの称号授与によって、それら各地方行政区におけるエゼ・イボ創造の動きを牽制し、自らに従属するエゼ・ウドたちを各地方行政区のエゼ・イボに代わる存在として、それぞれの地方行政区のまとめ役にしようとしたのである。ところが、O氏の意図に反し、エゼ・ウドの地位に就いた人びとは、自らを「エゼ・イボ」と称し、O氏からなれば自律した存在として自らの地位を主張するようになった。ラゴスにおいて現在、地方行政区のエゼ・イボと称される人びとの幾人かは、もともとO氏からエゼ・ウドの称号を授与された人びとなのである。

III エゼ・イボ創造に対するイボ人たちの反応

1 故郷の人びとの反応

ナイジェリアの都市部においてイボ人たちが組織した同郷団体の多くは、会員間の相互扶助を目的とした活動を行うばかりでなく、故郷において企画された自助開発の試みに対し、経済的な援助を行っている (Snock 1971: Nwachukwu 1996)。都市と農村の経済的格差が進む今日、

都市に出た移民たちが同郷団体を介して行う資金援助は、故郷の自助開発の主要な資金源となっている。自助開発の実行組織は計画を進めるにあたって、資金が必要になれば各地の同郷団体にコンタクトを取り、経済的な援助を要請する。したがって、移民たちによる同郷団体の組織化は、故郷の人びとにとっては喜ばしい出来事である。ときには、同郷団体が存在しない都市の移民たちに対し、同郷者を集めて団体を設立するように、故郷のエゼや自治組織が積極的に働きかけることもある。

また、同郷団体のなかには活動拠点の都市で、故郷の年中行事を模した祭りなどを開催するものがある。それら祭りでは、故郷からエゼら来賓を招いたり、故郷で行われている自助開発のための寄付集めの催しが開かれたりもする。同郷団体が故郷の文化を模して開催するこれらのイベント活動に関しても、移民たちが故郷との結びつきを維持し、移民二世や三世たちが自分たちの文化を学ぶ機会を提供するものとして、故郷の人びとは肯定的に評価する。

このように、都市に移住した人びとが同郷団体を設立したり、団体を介して祭りを開催したりすることを、故郷の人びとは、移民たちが自分たちのルーツを忘れていない証として、歓迎する。しかしその一方で、移民たちによるエゼ・イボの地位創造の動きに対する故郷の人びとの反応は、非常に否定的である。

今日イボ人たちの間には、民族文化としての王制の位置づけについて、相反する二つの言説が広まっている（松本2003）。ひとつは、伝統的なイボ社会には王や首長のような集権的な権威者が存在しなかったとする言説であり、「共和主義」や「民主主義」をイボ人固有の民族文化とする立場である。この言説を主張する人びとは、とくに高等教育を受けたイボ人知識層に多い。彼らはイボランドに現在普及したエゼ制度自体に否定的であり、エゼ・イボ制度についても、「イボ人を統べる王」という考えそのものがイボ社会にそぐわないとして厳しく批判する。

民族文化としての王制の位置づけに関するもうひとつの言説は、イボ社会にはもともと集権的な権威者が存在したとするものであり、エゼの地位をイボ社会にもともと備わった民族文化とする立場である。イボランドにエゼ制度が広く普及している現在、多くの人びとがこの言説を支持している。当然のことながら、故郷のエゼたちは、この言説の主唱者である。だが、イボ文化におけるエゼの地位の正統性を主張する彼らも、都市部に生まれたエゼ・イボの地位については否定的である。故郷のエゼたちは、移民たちによるエゼ・イボの地位創造の動きについて、それを「イボ文化の粗悪化」(basardization of Igbo culture)と呼び、イボ社会におけるエゼの権威を蝕む試みとして非難している。

エゼ・イボの地位に就いた者は、対象となる都市に居住するイボ人移民たちを代表する「王」(エゼ)であると主張する。しかしその一方で、故郷に戻れば、彼らは出身共同体のエゼに従属する立場にある。そのため、エゼ・イボの地位は、移住先の都市と故郷の間に、権威関係のねじれを生み出しているのである。故郷のエゼたちは、移民たちが自分たちの文化的代表を選びたいのであれば、「エゼ・イボ」(イボ人の王)という呼称ではなく、「オニイシ・ンデイボ」(*Onye isi Ndigbo*) という言葉を用いるべきだと主張している。「オニイシ」とはイボ語で「指導者」(人を表す *onye* + 頭を表す *isi*) を意味する言葉であり、同郷団体などの会長を表すために用いられる。二〇〇八年一月には、ナイジェリア南東地域のエゼたちが集まる会議 (South East Council of Traditional Rulers) が、都市移民たちが創造したエゼ・イボの地位を認知しないという声明を發表した (All Africa.com 2008/10/21)。

2 移民たちの反応

エゼ・イボに関する評価は、ラゴス在住の移民たちの間でも意見が分かれている。サボン・ガリに人口が集中しているカノの事例とは異なり、ラゴスのイボ人移民たちは、州内の各地に分散して居住している。そのため同郷団体に

ついても、対象とする出身地や会員資格を同じくしながらも、活動拠点や会員構成が異なる複数の団体が林立しているのである。汎イボ人団体についても、O氏の戴冠に関わったオハネエゼ・ンデイボ・ラゴスの他に、ンデイボ・ラゴス (Ndigbo, Lagos) やイボ語話者共同体 (Ibo Speaking Community) など複数の団体が存在し、自らをラゴス在住のイボ人全体を代表する組織として位置づけているのである。

それら団体のうち、たとえばンデイボ・ラゴスの役員は、移民たちが故郷の文化に触れるひとつの媒介としてエゼ・イボの地位の必要性を認めている。しかし、自分たちの預かり知らぬところで進められたO氏のエゼ・イボへの戴冠については公的に認めていない。ンデイボ・ラゴスは、集会があればラゴスで影響力をもつイボ人の一人としてO氏を招待する。しかし、エゼ・イボとして招いているわけではないと主張する。結局のところ、ラゴス在住のイボ人移民たちが示すO氏への支持は、多くの場合、彼個人がもつ影響力にもとづくものであって、ラゴスのエゼ・イボという地位にもとづくものではないのである。

IV 考察

エゼ・イボの地位は、移民たちが故郷のエゼ制度を模して創造した新しい権威者の地位である。エゼ・イボによる称号制度の導入や評議会の設置は、すべて故郷のエゼのそれと類似した作りとなっている。当然のことながら、一九七〇年代の国家政策を契機として生まれたエゼの地位がイボ社会に浸透することなくして、移民たちによるエゼ・イボ創造の動きも生じることにはなかったであろう。したがって、イボ人移民たちによる擬制的王制の創造は、ポスト植民地時代の「首長位の復活」が今日のイボ社会に与えた影響の大きさを如実に物語っている。

エゼ・イボとは、イボ語で「イボ人の王」を意味する。しかしエゼ・イボは、一定の地域空間を対象としつつも、同地域に住むイボ人移民とのみ関わりをもつ。同一地域に住むホストの立場にある民族や他民族出身の移民たちに対しては何ら権限をもたない。加えて、イボ人移民たちにしても、エゼ・イボの権限を認めない者も多く、それらの人びとを従属させる手段をもたない。さらに、今日の伝統的権威者たちのように、国家の後ろ盾や、法にもとづく承認があるわけでもない。したがって、エゼ・イボは王という

よりは、むしろ王位を媒体とした自発的アソシエーションの長といったほうが、ふさわしいであろう。

ではなぜ、既存の同郷団体とは異なる、王制を媒介とした移民ネットワークが生まれたのであろうか。

カノのエゼ・イボ制度を分析したオサガエ (Osagata 1994: 71-74) は、エゼ・イボの地位が創造された第一の理由として、移民たちと故郷の結び付きの変化をあげている。これまで、故郷を離れナイジェリア国内外で暮らすイボ人移民たちについては、彼らの多くが移住先の地において「一時逗留者」(temporary sojourner) の立場にとどまり、都市と故郷を行き来する二重生活を送り続けることが指摘されてきた (Gugler 1971: 1997)。しかし、移住生活の安定化や長期化とともに、自らを「定住者」(settler) として位置づけるようになった。その結果、カノの集権的な宗教政治体制に適応するためにも、王制を媒体とした移民ネットワークが構築されたというのである。

一時逗留者から定住者へという移民たちの意識の変化は、一九九〇年代後半からの南部の諸都市へのエゼ・イボ制度の普及を考える際にも重要である。

Ⅲ章で論じたとおり、エゼ・イボ制度に関する故郷の人びと、とくにエゼたちの反応は非常に否定的である。エゼ・イボ制度は、それと関わる者と故郷の間に権威関係のねじれを生み出しており、イボランドのエゼたちの権威を

揺るがず存在である。そのため、故郷の文化を模した都市文化を生み出すことで民族アイデンティティを維持しようという、移民たちのひとつの試みでありながらも、故郷の人びとから厳しい批判の声があがっている。それにもかかわらず、エゼ・イボの地位創造の動きは止まることがなく、その動きは南部の諸都市のみならず、ナイジェリア国外まで拡大しているのである。

称号授受をめぐる都市移民と故郷の関係については、移民たちが故郷や都市の同郷者たちの社会的承認を受けるために故郷の称号を求める、という指摘がある(野元 2005: 248-253)。しかしエゼ・イボや、彼が授与する首長位の称号については、この分析があてはまらない。これらの称号は都市で生まれたものであり、何より故郷の人びとがまったく承認していないのである。エゼ・イボと関わる称号を手にすることで得られる社会的承認は、居住地の都市に限定される。したがって、エゼ・イボの地位創造の動きは、イボ人移民たちの一部に定住者としての意識が生まれ、移住先の都市におけるネットワークを重視するようになった結果生じた現象である。

では、なぜ王制をネットワーク構築の媒体として用いるのか。王位や首長位がもつ象徴的価値は、移民たちと故郷の関係のみでは理解することはできない。今日のナイジェリアにおいて、王制と関わる称号は、民族の垣根を越えて

交換される象徴財となっている。ヴァウゲハン(Vaughan 1991: 316)は伝統的権威者たちが高位にある有力者たちに称号を授与することを、ナイジェリアの「国内に広がったサブカルチャー」と呼んでいる。植民地時代から現在まで続く伝統的権威者を認知し保護する国家政策によって、王や首長の地位は、高い象徴的価値をもつようになっているのである。

多民族が共生する都市において、自らを一時逗留者ではなく定住者と定めた移民たちにとって重要なのは、ひとつの民族内ではなく、民族の垣根を越えて認知された象徴財である。ナイジェリアのサブカルチャーとして民族を越えて認知された王位や首長位こそ、定住者となった移民たちが都市において自らを権威づけるために必要な象徴財なのである。したがって、今日のイボ人移民たちがエゼ・イボ制度に示す関心は、ナイジェリア近現代史のなかで創り出された同国の政治文化にもとづく。そしてそれは、ポスト植民地時代のアフリカ全土に広がる「首長位の復活」と呼ばれる現象の一部なのである。

●付記

本研究は、二〇〇六―二〇〇八年度文部科学省科学研究費補助金・若手研究(B)「ナイジェリア・イボ人移民による擬制的王制の創造に関する研究」(研究代表者・松本尚之)の成果の一部である。

●注

*1 おもにイボランド北部や西部の一部の集団には、王や首長を頂く集権的な社会も存在した (Henderson 1972; Nzimiro 1972; Onwuejiegwu 1981)。しかし伝統的なイボ社会を非集権的な社会と見なす研究者たちは、それら社会にみられる集権的な権威制度を「侵入的な文化特性 (Uchendu 1965: 3) や「外来の起源」(Meek 1937: 185)と見なした。

*2 以下で概括するイボ社会におけるエセの創造過程のより詳細な内容については、松本 (2008) を参照された。

●参考文献

- 小馬徹 (1984) 「超人的力としての言語と、境界人としての指導者の権威——キプシギス族の行政首長制再考」『アフリカ研究』二四号、一—二二頁。
- 中林伸浩 (1991) 『国家を生きたる社会——西ケニア・イスハの氏族』世織書房。
- 野元美佐 (2005) 『アフリカ都市の民族誌——カメルーンの「商人」バミレケのカネと故郷』明石書店。
- 松本尚之 (2003) 「現代イボ社会における王の誕生——民族文化をめぐる新たな言説と歴史認識」『民族学研究』六八巻三号、三二五—三四五頁。
- (2008) 『アフリカの王を生み出す人びと——ポスト植民地時代の「首長位の復活」と非集権制社会』明石書店。
- Achebe, Chinua (1984 [1983]). *The Trouble with Nigeria*. London: Heinemann.
- Afgo, A. E. (1972) *The Warrant Chiefs: Indirect Rule in*

Southeastern Nigeria 1891-1929. London: Longman.

Binsbergen Wim van (1999) Nkoya Royal Chiefs and the Kazinga Cultural Association in Western Central Xam. E Adrian B. van Rouwroy van Nieuwaal & Rijk van Dijk (eds), *African Chieftaincy in a New Socio-Political Landscape*. Hamburg: LIT, pp. 97-133.

Coleman, James S. (1986 [1958]) *Nigeria: Background to Nationalism*. Benin: Proburg & Wistrom.

Dijk, Rijk van and E. Adrian B. van Rouwroy van Nieuwaal (1999) Introduction: The Domestication of Chieftaincy: The Imposed and the Imagined. E. Adrian B. van Rouwroy van Nieuwaal & Rijk van Dijk (eds), *African Chieftaincy in a New Socio-Political Landscape*. Hamburg: LIT, pp. 1-20.

Elechi, Felix K. (1989) *Tradition and Transformation in Eastern Nigeria: A Sociopolitical History of Owerri and its Hinterland, 1902-1947*. Kent: The Kent State University Press.

Ejiotor, Lambert U. (1981) *Dynamics of Igbo Democracy: A Behavioral Analysis of Igbo Politics in Agunyi Clan*. Nsukka: University of Nigeria Press.

Forde, Daryll and G. I. Jones (1950) *The Ibo and Ibibio-Speaking People of South-Eastern Nigeria*. London: Oxford University Press.

Gugler, Josef (1971) Life in a Dual System: Eastern Nigerians in Town, 1961. *Cahiers d'etudes Africaines* 22: 400-421.

—— (1997) Life in a Dual System Revisited: Urban-Rural Ties in Enugu, Nigeria, 1961-1987. Josef Gugler (ed), *Cities in the*

- Development World: Issues, Theory, and Policy*. Oxford: Oxford University Press, pp.62-73.
- Harnet-Sievers, Axel (1998) 'Traditional Rulers?': Chieftaincy and the State in Southeastern Nigeria. *Afrika Spectrum* 33: 57-79.
- Henderson, Eichard N. (1972) *The King in Every Man: Evolutionary Trends in Onitsha Ibo Society and Culture*. New Heaven and London: Yale University Press.
- Honey, Rex and Stanley Okator, eds. (1998) *Hometown Associations: Indigenous Knowledge and Development in Nigeria*. London: IT Publications.
- Mamdani, Mahmood (1996) *Citizen and Subject: Contemporary African and the Legacy of Late Colonialism*. Princeton: Princeton University Press.
- Meek, C. K. (1937) *Law and Authority in a Nigerian Tribe*. London: Oxford University Press.
- Nwachukwu, Chukwuemeka B. (1996) *Ethnic Unions and Rural Development in Eastern Nigeria*. Owerri: Pen Paper Publications.
- Nwaubani, Ebere (1994) Chieftaincy among the Igbo: A Guest on the Center-Stage. *The International Journal at African Historical Studies* 27: 347-371.
- Nzamiro, Ikenna (1972) *Studies in Ibo Political Systems: Chieftaincy and Politics in Four Niger States*. Berkeley and Los Angeles: University of California Press.
- Onwuejiegwu, M. A. (1981) *An Igbo Civilization: Nri Kingdom & Hegemony*. London: Ethnographica.
- Omen, Barbara (2005) *Chiefs in South Africa: Law, Power & Culture in the Post-Apartheid Era*. Oxford: James Currey.
- Osaghae, Eghosa E. (1994) *Trends in Migrant Political Organizations in Nigeria: The Igbo in Kano*. Ibadan: IFRA.
- (1998) Hometown Associations as Shadow States: The Case of Igbos and Yorubas in Kano. Rex Honey and Stanley Okator (eds.), *Hometown Associations: Indigenous Knowledge and Development in Nigeria*. London: IT Publications, pp.111-121.
- Rouvery van Nieuwaal E. Adriaan B. van (1996) State and Chiefs: Are Chiefs Mere Puppets? *Journal of Legal Pluralism* 37-38:39-78.
- Smock, Audrey C. (1971) *Ibo Politics: The Role of Ethnic Unions in Eastern Nigeria*. Cambridge: Harvard University Press.
- Trotha, Trutz von (1996) From Administrative to Civil Chieftaincy: Some Problems and Prospects of African Chieftaincy. *Journal of Legal Pluralism* 37-38:79-107.
- Trager, Lillian (2001) Yoruba Hometown: Community, Identity and Development in Nigeria. London: Lynne Rienner Publishers.
- Uchendu, Victor C. (1965) *The Igbo of Southeast Nigeria*. New York: Holt, Rinehart and Winston.
- Vaughan, Olufemi (1991) Chieftaincy Politics and Social Relations in Nigeria. *Journal of Commonwealth & Comparative*

Politics 29:308-326.

—— (2000) *Nigerian Chiefs: Traditional Power in Modern Politics, 1890s-1990s*. New York: University of Rochester Press.

All Africa.com, "Nigeria: Ohaneze, South-East Monarchs Move Against Diaspora's Eze Igbo", <http://allafrika.com/stories/200810210729.html> (October 28, 2008)

Imo State of Nigeria (I.S.N.) (1980) *Government White Paper on the Report of the Chieftaincy/Autonomous Community Panel of Inquiry, 1980*. Owerri: The Government Printer.

—— (2000) I.S.N. Law No.3 of 1999: Traditional Rulers and Autonomous Communities Law, 1999, *Supplement to Imo State of Nigeria Gazette* 1(25):1-36.

(〒107-8301・心ざし／東洋大学国際地域学部)